

【資料 30】

子ども・子育て支援新制度における 保育料(利用者負担)について

子ども・子育て支援新制度における 保育料(利用者負担)の考え方

● 子ども・子育て支援新制度の導入

- これまで、幼稚園（学校）と保育所（児童福祉施設）は、法制度や財源が全く別のものであった。
- 平成27年4月から、小学校就学前の学校教育（幼稚園等）及び保育（保育所等）、並びに地域の子育て支援（放課後児童クラブ等）を総合的に推進することを目的とする「子ども・子育て支援新制度」がスタートする。
- 「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）が創設される。

新制度における国の保育料（利用者負担）のイメージ

○保育料の上限額は、概ね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度としている。

○施設をきょうだいで利用する場合は、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料。※1

※1

幼稚園では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子は無料となります。

保育園では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子は無料となります。

○保育認定の保育料は保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つの区分に分かれる。

○毎年9月が保育料の切り替え時期となる。※2

※2

4月～8月までの期間は前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月～3月までの期間は当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。

現行の保育料（利用者負担）

● 幼稚園・認定こども園幼稚園部分（幼稚園保育料）

- ・ 幼稚園と保護者との間の直接契約により入園が決まり、国基準に基づく保育料は存在せず、設置者が保育料を決める仕組みである。
- ・ 公立幼稚園については、設置主体である本市が条例で保育料を定めている。
- ・ 私立幼稚園については、園によって保育料が異なるが、実質負担保育料は、公立幼稚園の保育料と乖離がある。
- ・ 経済的負担の軽減のため、世帯の所得に応じた就園奨励費補助がある。



小城市の保育料（利用者負担）の設定の考え方

● 幼稚園・認定こども園幼稚園部分（1号認定）

- ・ 現在の水準と同程度となるよう国の設定した額から軽減を図る。
- ・ 子育て世帯の経済支援のため、市費を投入し、保護者の負担軽減を図る。
- ・ 保育料を支払う段階で世帯の所得に応じた負担となるため、施設型給付の就園奨励費補助は廃止となる。

現行の保育料（利用者負担）

● 保育所・認定こども園保育所部分（保育所保育料）

- ・ 公立、私立を問わず、保育所の入所は市町村が決定し、保育料は国の示す基準を限度に市町村が定める仕組みである。
- ・ 本市の保育料は、子育て世帯の経済支援の観点から、市費を投入して国が示す基準よりも低い水準に軽減している。



小城市の保育料（利用者負担）の設定の考え方

● 保育所・認定こども園保育所部分（2・3号認定）

- ・ 現在の水準と同程度となるよう国の設定した額から軽減を図る。
- ・ 子育て世帯の経済支援のため、市費を投入し、保護者の負担軽減を図る。